

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	児童福祉法
根拠条項	第33条の4
処分の概要	助産施設における助産の実施の解除
法令の定め	<p>第33条の4第1項第2号</p> <p>都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。</p> <p>二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦</p>
処分基準	処分の原因となる事実については、個別の情状等に対し具体的な基準として画一的に定めることが困難なため、基準を設定していない。
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課
問い合わせ先	<p>○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課</p> <p>○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係</p> <p>(電話番号：011-206-6328)</p>
備考	(公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html</a> )